

平成30年度 住吉区福祉ボランティア活動応援資金

【助成要領】

住吉区社会福祉協議会では“誰もが安心して暮らせるまちづくり”のため、福祉の増進に寄与する活動をおこなっているボランティアグループ等に対して善意銀行の払出を行っています。

助成要領にもとづいてお申込みください。

*善意銀行とは、区民のみなさまからいただいた善意のお気持ち（金品等）を本会の活動や社会福祉事業などに有効活用し、地域福祉の推進に寄与しているものです。

①助成対象団体

住吉区内で活動している福祉ボランティア活動を行っている次の要件をすべて満たす団体

- ・5人以上で構成されていること（法人格の有無は問わない）
- ・住吉区ボランティア・市民活動センターが活動の実態を把握していること

②助成内容

継続的に福祉ボランティア活動を促進するために必要なグループの活動費・運営費等

- ・普及・啓発活動
- ・ボランティアの養成・研修
- ・活動に必要な資機材・備品・資料の購入
- ・ボランティア活動にかかる交通費 など

③助成金額

30,000円以内 *3年連続交付可能。

④助成対象外となる場合

- ・住吉区内の活動実態がないもの
- ・活動の大半が会員の親睦や研修、スキルアップ等サークル活動であるもの
- ・宗教や政治活動を目的とするものやその管理下にあるもの
- ・営利を目的とするもの
- ・法令や公序良俗に反する活動を行っているもの
- ・暴力団もしくはその構成員の統制下にあるもの
- ・団体運営や当該事業に対して、地方公共団体の助成金並びにその他の公的助成を受けているもの

⑤申請書受付期間

- ・平成30年3月27日（火）～ 4月20日（金）17時まで
（平成30年4月1日～平成31年3月31日の間に行われる事業・活動が対象）

⑥審査について

- 住吉区ボランティア・市民活動センター運営委員会において審査のうえ、助成対象と助成金額を決定し、住吉区善意銀行運営委員会に申請します。住吉区善意銀行運営委員会において最終的な助成額を決定します。助成されない場合もありますので、予めご了承ください。

⑦交付について

- 決定通知：平成30年6月中旬
- 交付予定：平成30年7月初旬
- 報告：平成31年4月30日（火）まで

⑧留意事項

- 申請に係る書類に不備がある場合は、申請を受理できません。
- 過去に不交付となった団体や提出物が遅れた団体は、慎重に審査を行います。
- 審査の結果、助成額が申請額よりも減額される場合があります。
- 助成金の支払いは、口座振込みのみです。また、個人名義の口座は受け付けません。
- 団体(グループ)の助成対象となる活動・事業経費の1割以上の自主財源が必要です。
- 人件費・飲食費など、団体の責任において負担すべき経費は対象外です。
- 申請日以降に、申請内容や役員等に変更がある場合は、すみやかにご連絡ください。
- 交付後、正当な理由がなく、申請内容に虚偽があったときや、委員会が不適切と判断した場合、助成金を返還いただきます。
- 助成団体については、団体名と事業内容を住吉区社会福祉協議会のホームページ等で公開する場合があります。
- 申請書類等で得た個人情報、本事業以外には使用いたしません。

〈お問合せ・申込み先〉

住吉区ボランティア・市民活動センター

〒558-0021 大阪市住吉区浅香1-8-47

TEL 06-6607-8181

FAX 06-6692-8813